

2022 年度第 1 回
愛知県人権施策推進審議会会議録

2022 年 5 月 30 日（月）

於 愛知県自治センター 6 階第 602・603 会議室

愛知県県民文化局人権推進課

2022 年度第 1 回愛知県人権施策推進審議会 会議録

- 1 日 時 2022 年 5 月 30 日（月）午前 10 時から午前 11 時 25 分まで
- 2 場 所 愛知県自治センター 6 階 第 602・603 会議室
- 3 出席者 委員 11 名
荒川志津代委員、梶田悦子委員、後藤澄江委員、小林直三委員、
近藤敦委員、佐藤佳弘委員、炭谷茂委員、竹内裕美委員、
手嶋雅史委員、徳田万里子委員、藤原直子委員

説明のため出席した者（県民文化局職員） 9 名

- 4 傍聴者 6 名

5 審議の概要

(1) 開会

（事務局）

ただいまから 2022 年度第 1 回愛知県人権施策推進審議会を開催させていただきます。

会長が選出されるまでの間、進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日は、マスクの着用等、新型コロナウイルス感染の拡大防止に配慮して運営してまいりますので、御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、現在、「県庁さわやかエコスタイルキャンペーン」中につき、軽装で失礼いたします。もし、よろしければ委員の皆様におかれましても上着等脱いでいただければと思います。

それでは、開催にあたり愛知県から御挨拶を申し上げます。

(2) あいさつ

（事務局）

本日は、お忙しい中、「愛知県人権施策推進審議会」に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、本審議会の委員への御就任につきまして、快くお引受けいただき、改めて感謝申し上げます。

さて、本県における人権施策につきましては、「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」等に基づきまして、市町村や民間団体と一体となって、人権教育・啓発活

動を推進してきたところであります。

しかしながら、今もなお、部落差別に関する問題、障害を理由とする差別、性的少数者に対する無理解や偏見、ヘイトスピーチなど、様々な人権課題が存在するとともに、インターネットの普及によりまして、人権に関する問題が複雑化、多様化してきております。

こうした状況を踏まえまして、愛知県では、新たに「愛知県人権尊重の社会づくり条例」を制定いたしまして、本年4月1日から施行いたしました。

条例の制定に当たりまして、昨年度、有識者会議などで、お世話になりました委員の皆さまにおかれましては、改めて、御礼申し上げますとともに、本審議会におきましても、引き続き、お力添えをいただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、本審議会から関わっていただきます委員の皆さまにおかれましては、新たな視点から御意見をいただければ幸いに存じます。

本県としましては、本条例の制定を契機といたしまして、人権施策をより一層推進するとともに、誰一人取り残されることのない人権尊重の社会づくりのために、たゆまぬ努力を続けていきたいと考えております。

本審議会は、そうした社会づくりを行っていく上で、非常に重要な役割を果たす場だと考えておりますので、委員の皆さまには、それぞれの専門的なお立場から、忌憚のない御意見や御提言を賜りますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

- <定足数確認>
- <傍聴及びホームページへの掲載についての報告>
- <資料確認等>
- <委員の紹介>

(3) 議事

会長の選出について

(事務局)

それでは、議事に入らせていただきます。議事(1)は会長の選出についてでございます。審議会規則第3条により、会長は委員の互選により定めることとなっております。委員の皆様より、御意見はございますでしょうか。

(委員)

有識者会議でも座長を務められた近藤委員にぜひ会長をしていただきたいと思います。

(事務局)

ただいま、近藤委員の御推薦がございましたが、いかがでしょうか。

<異議なしの声あり>

(事務局)

それでは近藤委員に会長をお願いすることといたします。近藤委員、よろしくお願ひいたします。それでは、会長席の方へお移りください。

それでは早速ですが、ここで、近藤会長に就任のごあいさつをお願いいたします。

(会長)

改めまして近藤です。会長に選出されまして、しっかりその職責を果たしたいと思ひます。

本審議会では、県の人権施策の推進に関する重要事項を調査審議するということとございます。

本年4月から新しい条例、「愛知県人権尊重の社会づくり条例」が施行されました。今後、県では、条例の趣旨を踏まえて、人権尊重の社会づくりに関する施策をより一層推進していくということとございますので、本審議会といたしても、しっかりとその役割を果たしていかなければならないと考えております。

あらゆる人権に関する課題の解消を図り、全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与するため、皆様の御協力をいただきますようお願い申し上げます。

本日は、初回の会議ということですので、審議会の運営について、それから、愛知県人権尊重の社会づくり条例について、人権教育・啓発に関する愛知県行動計画の実施状況についての議事が予定されております。

委員の皆様には、どうか忌憚のない御意見をいただきますようお願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。

(事務局)

どうもありがとうございました。

審議会規則第4条により、審議会の議長は会長が行うこととなっておりますので、以後の進行につきましては、近藤会長にお願いをしたいと思います。よろしくお願ひいたします

(会長)

それでは、ただ今より、私が議長を務めさせていただきます。

会長代理の指名について

(会長)

次の議事は、会長代理の指名でございます。審議会規則第3条により、会長代理は会長が指名することとなっておりますので、私の方で指名させていただきます。会長代理は、小林委員にお願いしたいと思っております。小林委員、どうぞよろしくお願いいたします。

<小林委員了承>

審議会の運営について

(会長)

続きまして、議事(3)「審議会の運営について」でございます。アとイについて事務局から説明をお願いします。

(事務局)

<資料1～3及び参考資料1に基づき説明>

(会長)

ただいまの説明に関しまして、御意見、御質問がございましたら、挙手をお願いいたします。

特にないようですので、「愛知県人権施策推進審議会運営要領」、「愛知県人権施策推進審議会の傍聴に関する要領」を原案のとおりとし、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進部会」を設置することとしてよろしいでしょうか。

<異議なしの声あり>

それでは原案のとおりといたします。

それでは、早速でございますが、ただいま御承認いただきました運営要領の第5条第2項によりまして、会長が会議録署名者を2名指名することになっておりますので、私の方から指名したいと思います。今回は、荒川委員と藤原委員、お二人にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、専門部会委員の名簿の配付をお願いします。

<専門部会委員名簿配付>

こちら審議会規則第5条第2項によりまして、会長が指名することとなっておりますので、ただいまお配りしました名簿のとおり指名いたします。委員の方、よ

ろしくお願いいたします。

愛知県人権尊重の社会づくり条例について

(会長)

それでは、議事(4)「愛知県人権尊重の社会づくり条例について」、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

<資料4～6に基づき説明>

(会長)

ただいまの説明に関しまして、御意見、御質問がございましたら、挙手をお願いいたします。

(委員)

3点ばかり簡単に御質問、御意見を述べさせていただきたいと思います。この条例は非常に良い条例ができた、県の努力は大変だったと思うしております。その点高く評価したいと思います。この条例は、内容は基本的な事項を定める、基本法的な内容であると思います。従って、県もこれからしっかりとした予算と人員を充実させていただいて、中身を充実させることが重要だと思っておりますので、是非よろしくお願ひしたいと思ひます。資料5-1で御説明いただいたようにかなり県として御努力されていることが分かりますので、より一層努力をしていただければと思ひます。

第2点は、条例は県民が理解して行動に移していただくことが重要だと思っております。その意味でやはり県民の方々への周知の充実が特に必要ではないかと思ひます。その点で、本年、県民意識調査を行われる、大変それを期待しておりますけれども、この中で是非条例の認知度はどの程度か、これを調査項目に入れていただいたらどうかと。御検討いただければありがたいと思ひます。私は、推測ですけれども、中身まではそう広く県民の方々に知られていないと心配をしていますので、その点を調査して、それを踏まえて、さらに広報の仕方を工夫していただくといかがかと思ひます。

第3点は、次の機会の方で述べた方がよいかもしれませんが、基本計画の策定との関係です。これにつきましては、既に定めてある行動計画を、条例の附則に基づいてみなすということになっているわけですが、新条例の基本計画と、県がこれまで定められてきた行動計画とはやや違うのではないかと。つまり、条例に基づく基本計画の範囲はやや広い。教育や啓発は人権施策の中の大変重要な要素であることはそのとおりなのですが、それ以外の要素もかなりたくさんあるのでは

ないかと思えます。従って、これまであった県の行動計画を条例上の基本計画とみなして、これをそのまま、時間がありませんのでそれをそのままみなしてやるというのは妥当と理解できますけれども、やはり条例の前文や目的に合うような、新しい基本計画というのを早急に検討していただくことが必要ではないかと考えています。以上、3点になります。

(会長)

何か応答がございましたらどうぞ。

(事務局)

ありがとうございました。まず、最初の予算につきましては、今年度、昨年度に比べまして人員をかなり増員しまして、この体制を維持していきたいと思っています。条例の周知にあたっては予算をつけていただいていますので、それも継続してできればやっていきたいと思っています。

それから、条例の周知につきましては、意識調査を今年度やります。それに加えて、先程説明させていただきましたけれど、8月下旬に条例を周知するイベントとかポスターを作ったりとか、そういうことをやらせていただきます。それに加えて、あとホームページを使って周知するとか、いろいろな周知の方法はないかと今、内部では検討をしているところでございます。

それから、条例では、人権の教育・啓発の行動計画を基本計画とみなすということですが、これを、新しく基本計画を作るにしろ、しないにしろ、いずれにしても、条例を作りましたので、現在あるこの行動計画を一旦見直しまして、改正が必要であれば改めていきたいと思えますし、新たに作る必要があれば、その辺も検討していこうと思っています。

(委員)

よく分かりましたので、努力をお願いいたしたいと思えます。

(委員)

最近ですと、ホームページだけではなくて、フェイスブックとかインスタグラムとか、ああいうものが若い層にはもっと浸透しますので、もしそちらも可能でしたら、お願いします。

(事務局)

そうですね、実はその辺もちょっと研究をしているのですが、なかなかついていけない部分もありまして、今、検討しております。ありがとうございます。

(委員)

ネット上の差別事象についてお話をさせていただきたいのですが、ネット上の差別事象の本当に実効性のある施策をこれから考えていかなければならないと私は思っています。資料の5-2、モニタリング事業の実績をお伺いしたいのですが、一番下の表、参考の2021年度の7か月の実績の表があります。655件の報告があったのに対して19件の削除要請を出しております。削除要請を出した結果として削除数はどれくらいでしょうか。

(事務局)

ありがとうございます。この19件につきましては、ここが同和地区であるというように示したようなものがネット上にさらされたものにつきまして、法務局の方へ削除要請したものでございます。法務局の方からは、そのうち何を削除してくれたかというのは連絡をいただいていないので、そこは分かりません。

(委員)

削除されたかどうか確認までいかないと、実効性のある行動にならないと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。もうひとつ伺いたいのは、今年4月から4月30日までの報告で78件あがってきています。これに対して削除要請は1件も出していないということは、今、検討中なのでしょうか。それとも出さないと決定したのでしょうか。

(事務局)

これにつきましては、4月の時点ではこういうことがあったので、それを削除の要請をするかどうかを検討しているということで、しないというわけではないです。

(委員)

分かりました。検討中ということで理解しました。ありがとうございました。

(事務局)

先程の削除要請結果ですけれども、法務局からはこれを削除要請しましたといった話はないところですが、削除した結果については、うちの方でホームページの確認はしまして、どれがなくなっているかというのはきちんと把握している状況でございます。ですので、そういった対応を引き続き実施していくということでございます。

(委員)

確認の結果、この19件は全部削除されたと理解してよろしいですか。

(事務局)

この 19 件について、全部ではないのですけれども、高確率で削除されておりますので、削除されていないものについては、引き続き対策をしていきたいと考えております。

(委員)

ありがとうございます。

(委員)

可能でしたら、今後、審議会に報告いただく場合には、削除された数も出していたいただければと思います。今のようなやり取りをしなくて済むかと思っておりますので。

(事務局)

承知いたしました。ありがとうございます。

(委員)

大きく 2 つお聞きしたいことがあります。ひとつが、資料 5 - 1 の 3 の「人権に関する総合的な相談窓口の設置」ということで、総合的な窓口が設置されたことはすごくいいことだと思います。ただ、機能するためには、この相談窓口を通して、相談された方の課題や問題に対応・解決することがすごく大事かと思っています。先程の説明だと、県職員の O B の方が 4 名いらっしゃるということで、男女比はどのような感じでしょうか。総合的な窓口なので、内容がインターネットの誹謗中傷だとか、部落差別だとか、セクシュアルマイノリティの問題など、かなり多岐にわたる相談内容が来たときに、相談員の方がそれぞれの専門家ではないと思われるので、一般的な情報提供や助言ということも含め、適切な情報をお伝えするのは難しいことなのではと思います。それぞれの分野に関してどういう情報が必要かということや、他の機関との連携やネットワークづくりが大事かと思いました。それが 1 つ目です。

2 つ目は、資料 5 - 1 の 7 の「性の多様性に係る庁内連絡会議の開催」について、すでに 1 回開催され、課題を把握してどういったことができるかを検討していくというご説明でしたが、具体的には事務または事業を行う計画なので、何をするためにどういう課題が必要なのか、性の多様性の配慮を行うにあたり、どんな課題を具体的に持っているのかをまずは抽出する必要があると思います。それと一方で、いろいろな自治体が性の多様性に配慮した書類の整備作業など、すでに見直し作業を行っている状況を含め、具体的にどんな検討課題があるか、ある方向性を持った取組が必要かと思いました。その辺はどうでしょう。以上の 2 つです。お願いします。

(事務局)

ありがとうございます。まず、相談員の構成ですけれども、現時点では男性 4 名

となっております。それから、実際の相談業務ですけれど、委員がおっしゃるとおり、本当に様々な相談がございまして、まずそれが何の課題、何の問題なのかということも、相談者自身が分かっていない部分があったりもしますので、まずはしっかりと傾聴するよということをやっておりまして、傾聴して相談者の訴えていることについて、話しながら整理をしていくと。それで、それができたうえで、こういうふうにしたらいいのではないかと助言ができるものについては助言をさせていただきます。また、この相談窓口は解決するまでの機能は持たせておりませんので、適切な窓口を、紹介する場所があれば、そういうところを御紹介するというような形になっております。あと、外のネットワークにつきましては、まだ4月から始めたばかりですので、まだできてはいないのですが、専門的な話になってくると相談員だけでは分からない部分が出てくるので、そういったものは連携していく必要はあるかと思っております。

それから、性の多様性に関しての庁内会議ですけれども、庁内の関係すると思われる課室を集めたわけですけれども、そもそも性の多様性について理解しているのかが不明なところがございましたので、5月23日の会議においては、とりあえず、性の多様性、性自認と性的指向ですね、それについての説明をさせていただいたところで終わっております。それで、今後は、先程も説明がありましたが、庁内の方へ調査をします。今、委員がおっしゃられたような、どんなことを配慮の課題として持っているかというようなところまでは確か聞く予定はなかったと思いますが、その項目も入れられれば、入れたいと思っております。それから、いろいろな自治体がそういう配慮をされていることで、こちらについては、5月23日の会議の前に他県の状況は聞きまして、いくつか事例がありましたので紹介を各課室へしておりますので、それを踏まえて何ができるかということ进行调查していきたいと思っております。

(会長)

今の点、よろしいでしょうか。

(委員)

相談窓口で丁寧に話を聞くのは誰でもできるので、丁寧に話を聞くだけではないと思うのですが、相談窓口担当者の方々の相談内容の交通整理、情報の整理とか相談された方に情報をどれだけ出せるかということが窓口の機能として大事なところだと思います。もう1点、庁内連絡会議の課題共有はどこかでまとめられて、委員である私たちは知ることができるのでしょうか。どのような話し合いが行われ、どのような課題があったということについては。

(事務局)

それはまた、庁内の方に調査をして課題とかどのようなことができるかですよね。

この審議会の場においてお見せできる部分はお見せできるかと思えます。

(委員)

1点御質問です。資料5-2の人権に関する総合的な相談窓口の運用状況の1番というところで、4月は相談件数が41件ということで、相談窓口が電話による相談と予約不要の面談による相談と二つの手段があるようですが、利用状況としてはどちらがどのような内訳であったのか、もしお伺いできるのであれば、いかに御利用いただくかということを考える情報となると思えますので教えてください。よろしく願いいたします。

(事務局)

ありがとうございます。大半が電話であったかと思えます。対面は1件か2件であったかと、それくらいです。

(委員)

ありがとうございます。

(委員)

別の部署での同じような相談で電話の場合に、スカイプを使うと対面に近い状況で、電話よりもスカイプを使ってやるというところもあったりして、最近は、コロナの関係でオンライン的なものがどんどん進んで、違和感がなくなっていますので、電話だけか、ひょっとしたらスカイプを使うことも検討されたらよいかもかもしれません。愛知県の場合、実は広いので、ここまで来るといふ人がそんなに多くないんじゃないかと思うのですよね。ですから、そういう意味で電話の方が多くなるのは当然ですが、対面的な機能に近い状況がスカイプを使うと無料でできたりするみたいですので、参考までにお伝えしておきます。

(事務局)

ありがとうございます。

(委員)

資料5-1、9その他で人権に関する県民意識調査、3,000人、18歳以上というのがございます。これは、県民の立場からの意見を聴取して反映するということが大変重要なことだと思います。5年前と同じならそれでよろしいが、18歳以上、3,000人をどのようにセレクションされるのか。あと、方法、今、インターネットのアンケートとかいろいろな方法があると思いますが、もし方法まで分かれば教えてください。

(事務局)

ありがとうございます。調査する対象につきましては、できるだけバランスよくということで、これは、前回も前々回もそうなのですが、地域の人数に応じて抽出してやるというやり方になっております。

調査の方法ですけれども、前回までは全て紙で回答をお願いしていましたが、今回は紙とインターネットで回答をお願いする計画をしております。

(委員)

相談窓口へのこだわりが私の中でありまして、やはり人権問題の最前線的なところがあると思ひまして、そういうところで考えた時に、相談を受ける側の多様性が必要になってくるのではないかなと思ひます。相談しやすさみたいなのが、相談する側としてはありますので、その辺りは、もう少し考えていただけた方がいいかなと思ひます。あとは、丁寧に聞くということはもちろん大事なのですが、丁寧さだけでなく、話を聞くスキルというのですか、やはり人権、いろいろ非常に困ってらっしゃるという精神的な状態を考えた時に、なかなかこううまく説明できないというところもあるので、そういう点を考えた時に、継続的な研修とか、様々なことが、相談窓口で対応される方には必要ではないかということが、そういう形をお願いしたいということが1点です。

もう1点ですが、相談を受ける時間が平日の9時から5時ということなのですが、働き方も多様化していますし、電話とかでもやりやすいこともあると思うのですが、なかなか電話等々では相談しにくいこともあったり、あるいは働き方が多様化しているとはいえ、なかなかこの時間だといろいろ周りのことも考えて相談に行きにくいという方も多いような気がしますので、そこを、予算とかいろいろ考えたらずぐにはというのは難しいかもしれませんが、もうちょっと相談しやすい形も御検討いただけたらというところがございます。それで、ここで、もし相談に来られた方が意に反して、こちらの意図ではなかったとしても、なかなか対応できないとなると、かえって問題が深くなるということもありますので、ぜひ、相談窓口のところについては、発展的に御検討いただきたいと切に願ひます。

(事務局)

ありがとうございます。課題と我々も考えております。何ができるか考えていきたいと思ひます。

(委員)

スケジュールの資料6に関連してお願いがございます。県の障害者差別解消条例の改正が9月に予定されて議論が進んでいると聞いております。ぜひ関係部局との連携をお願いしたいということで、具体的には2点ございます。1点目は、障害のある方への本条例の先程から話題になっている相談窓口の対応です。相談を受け付

けていただいた際に、内容によっては各相談機関に御紹介いただくという御説明がありました。一方で、障害者差別解消条例は法人が主な対象であるということもありまして、個人からの差別的対応の相談窓口となりますと、これはもう法務局の対応ということになっております。ぜひ、本条例を活かしていただいて、障害のある方にとって、身近な相談窓口として、また、各市町からの個人からの差別的対応を含めた包括的な、障害者差別の対応の相談窓口としても、関係機関との連携を期待したいと思っております。

2点目は、現在、障害者差別解消条例の新設事項にも、障害に関する事例の収集、整理提供の強化という項目が書かれているようです。ぜひ、本条例のインターネットモニタリング、こちらの方の連携を図っていただいて、障害者差別解消法においての条例に関しても、有効的に活用していただくような連携をしていただければと思っております。

(事務局)

ありがとうございます。障害福祉課の方とはこの関係で話をしておりますので、連携していきたいと思えます。

先程お話がありましたように、個人のことについて法務局への相談になる前に身近な相談窓口としてというお話でした。県の人権相談員のスキルアップを図りながら、先程の件については、障害福祉課、関係機関と話ができる体制を整えて、ただ、私どもとしてどこまでできるか、できないこともありますので、相談者がたらい回しにならないように、適切に話を聞いて案内できるようにスキルアップと交通整理ですね、そこをしっかりとさせていただきたいと思っております。

そして、事例についても、できるところは、なかなか個人情報というところもありますので、詳細までは難しいかもしれませんが、できることは共有しながら進めていきたいと考えております。

人権教育・啓発に関する愛知県行動計画の実施状況について

(会長)

では、議事5「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画の実施状況について」、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

<資料7に基づき説明>

(会長)

ただいまの説明に関しまして、御意見、御質問がございましたら、挙手をお願いいたします。

(委員)

ネット上の中傷書込みに関して、御質問させていただきます。条例の第7条にネット上の中傷問題について規定があります。未然防止及び被害者支援、2つの柱が第7条に書かれており、第1項に必要な教育・啓発の施策を行うと、これは基本中の基本だと思います。第2項に、被害者の支援を図るため必要な施策を講じるものとなっています。それで、今いただいた行動計画を拝見しますと、まだ令和4年度の実施計画の中には被害者支援の施策が表れていないように思えるのですが、これは令和5年度から入ってくると考えてよろしいでしょうか。

(事務局)

御指摘ありがとうございます。ネットの被害者支援につきましては、こういう個人の書き込みがされたからどうしたらいいでしょうということ、先程の相談窓口の方へ御相談があれば、こういうところに相談するといいですよと、そういったような御案内するというところで、相談窓口が被害者支援にあたる部分でございます。

(事務局)

まだ、モニタリングとかインターネットへの対応は新しい取組で、モニタリングも昨年度から実施しておりまして、相談窓口も今年度からということになりますので、今後、行動計画を見直していく中でですね、そういった新しい事柄についてもしっかり反映させていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(委員)

ぜひ、よろしくお願いいたします。

(委員)

先程委員が御指摘されていたので、性的少数者の問題も新しく取り組んでいるからか、ボリュームが少ない感じがありますので、今後、特に注力されていかれるとよいかと思います。

(事務局)

はい、ありがとうございます。県としても取組を始めたばかりなので、このような感じになっております。

(会長)

それでは、時間もまいりましたので、これで終わらせていただこうと思います。委員の皆様には長時間に渡り御審議いただき誠にありがとうございました。進行をこれから事務局にお返しいたします。

(事務局)

どうもありがとうございました。それでは、最後に愛知県から閉会の御挨拶を申し上げます。

(事務局)

本日は、大変長時間に渡り御審議いただきまして誠にありがとうございました。

相談窓口の件もいろいろと御提案をいただきました。今、4人の相談員を新しく配置をしていますが、1人が県行政職員のOB、1人が警察職員のOB、1人が国の法務局の職員のOB、1人が教員のOBということで、それぞれの分野で培われた経験等をいかして、様々な相談に対応していきたいと考えております。まだ始まったばかりですので、なかなかあらゆる相談に的確に対応できる状況にはないとは思いますが、1年間運営していく中で、問題等を的確に把握しながら、なんとか相談しやすい窓口づくりに努めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

そういったことを踏まえまして、今日いただきました御意見等も踏まえまして、条例が実効性のあるものになるようにしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。委員の皆様には、今後とも引き続き、御支援、御協力いただきますようお願いを申し上げます。今日は、ありがとうございました。

(事務局)

それでは、これをもちまして、第1回愛知県人権施策推進審議会を終了させていただきます。